

他人に渡す肥料を製造する場合は 「登録」または 「届出」が必要です

肥料の銘柄ごとに製造事業場が所在する地域の窓口で
手続をしてください

無償で譲渡する場合でも手続が必要です

自分で生産する農産物のための肥料は手続不要です

生産する肥料の種類ごとに必要な手続や窓口が異なります

特殊肥料

（届出）米ぬか、堆肥等農林水産大臣が指定する肥料（窓口：都道府県）

普通肥料

（登録）特殊肥料ではない肥料のうち、公定規格が定められたもの

有機質肥料、（有機質を原料とした）副産肥料等、複合肥料※、石灰質肥料（窓口：都道府県）

上記以外の肥料（窓口：地域を管轄する独立行政法人農林水産消費安全技術センター）

※ 都道府県に登録のある肥料のみを原料としたものが該当

指定混合肥料

（届出）登録または届出のある肥料を混合した肥料（原料として使用できない肥料もあります）

都道府県に登録または届出のある肥料のみで製造した肥料（窓口：都道府県）

上記以外の肥料（窓口：地域を管轄する農林水産省農政局消費・安全部 農産安全管理課）



栃木県農業総合研究センター
環境技術指導部 検査指導課

電話 028-665-1243

320-0002 宇都宮市瓦谷町1080

肥料の製造をはじめる前に

登録や届出の手続をする前に、栃木県農業総合研究センターに相談してください。

相談する前に、肥料の原料及び入手方法及び生産工程を明確にしてください。

土地利用や自然環境保護、汚染・汚濁の防止等環境関係法令等に基づく手続が必要な場合があります。生産をする前に関係法令を遵守していることを確認してください。

関係する法律・条例

農地法、農業振興地域の整備に関する法律

都市計画法、森林法、自然公園法、栃木県自然公園条例、
自然環境の保全及び緑化に関する条例、

建築基準法、栃木県建築基準条例、

水質汚濁防止法、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、
悪臭防止法、栃木県生活環境の保全等に関する条例、化成場法、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律、

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律

上記以外に市町で定める条例等に基づく手続が必要な場合がありますので、
関係市町村役場等へお問合せください

届出に手数料はかかりませんが、届出に必要な添付資料の作成にかかる費用は、自己負担になります。

登録は肥料の種類ごとに登録手数料が異なります。6または3年間隔で更新手続が必要です。